事 務 連 絡 平成 28 年 3 月 22 日

各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課

医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検に関する 質疑応答集(Q&A)について(その3)

医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検について、「医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検の実施について」(平成28年1月19日付け薬生審査発0119第1号医薬・生活衛生局審査管理課長通知。以下「一斉点検通知」という。)及び「医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検後の手続きについて」(平成28年2月12日薬生審査発0212第4号医薬・生活衛生局審査管理課長通知。以下「手続き通知」という。)により、その取扱いについて示したところですが、当該点検に関する質疑応答集(Q&A)(その3)を別添のとおりまとめましたので、貴管下の医薬品製造販売業者に対し周知願います。

医薬品の製造販売承認書と製造実態の整合性に係る点検に関する 質疑応答集(Q&A)(その3)

No.	質問	回答	
点検通知関係			
1	医薬品等の品質等に係る基準(日	承認書に医薬品医療機器法第 41	
	本薬局方、放射性医薬品基準及び生	条及び第 42 条に基づく基準(日本	
	物学的製剤基準等) に定める試験方	薬局方、放射性医薬品基準及び生物	
	法を、各基準の通則を踏まえた代替	学的製剤基準等) によるとされてい	
	試験法で実施している場合は、どの	る品目又は事項については、各基準	
	ようにすればよいか。	の通則において、「(各基準に) 規定	
		する試験法に代わりうる方法で、そ	
		れが規定の方法以上の真度(正確	
		さ)及び精度(精密さ)がある場合	
		は、その方法を用いることができ	
		る。」旨の規定があることから、当	
		該通則を満たす代替試験法につい	
		ては承認書と「相違なし」となる。	
		求めに応じ、代替試験法として妥	
		当であることが説明できる資料を	
		社内で準備しておくこと。	
2	本 QA1. 以外について、規格及	「相違あり」として報告し、この	
	び試験方法において規定する試験	機会に、承認書と製造実態を合わせ	
	法に代わりうる方法で、それが規定	るように、試験方法の記載について	
	の方法以上の真度(正確さ)及び精	見直しを図ること。	
	度(精密さ)があることを確認した	承認書の変更の手続きを行う場合	
	上で、恒常的に GMP 上、適切に管理	にあっては、規定の方法以上の真度	
	を行ってきたという実態に係る相	(正確さ)及び精度(精密さ)があ	
	違については、どのようにずればよ	ることを確認した試験方法へ変更す	
	いか。	る場合は記載整備届出とし、それ以	
		外の場合には一変申請を行うこと。	
		なお、一変申請にあたっては、規格	
		及び試験方法に関する資料を添付又	
		は求めに応じ提出できるよう準備す	
		ること。	
		承認書にあわせるように実態を変	

	-	
		更する場合は、承認書変更に係る手
		続きは必要ないが、承認書に記載さ
		れている試験方法に関するバリデー
		ションの記録が保存されていること
		を確認すること。
3	日本薬局方通則 5 の考え方に基	「相違あり」として報告すること。
	づき、性状のにおい及び味を出荷試	ただし、日局品の場合は「相違なし」
	験として実施していない場合は、	として報告することでよい。
	「相違あり」と報告すればよいか。	また、この機会に、承認書と製造
		実態を合わすように見直しを図るこ
		と。製造実態に即して、規格及び試
		験方法から、におい及び味に関する
		規定を削除する場合は、当該変更に
		ついては記載整備届出で可能であ
		る。なお、「生薬の性状」については、
		本 QA の対象外であることに留意す
		ること。
手続き	通知関係	
4	今回の記載整備届の提出にあた	可能である。
	り、市町村の合併等により所在地の	
	変更や、製造所の許可(又は認定)	
	年月日の更新を行うことは可能か	
5	今回の記載整備届の提出にあた	可能である。
	り、規格及び試験方法における日本	
	薬局方に関する全文記載から簡略	
	記載への変更を含めることは可能	
	か。	
6	記載整備届出の時点で一変申請	含めてはならない。
	中の品目において、申請中の一変内	
	容を記載整備届に含めてよいか。	

7

平成 28 年 3 月 4 日付の点検に関する QA (その 2) の No. 17 において、平成 28 年 5 月 25 日(水)までに一変申請の承認が下りる場合には、同年 5 月末までに再度記載整備届出の提出が求められるとあるが、5月 25 日までに承認が下りない品目について、記載整備届はどのように対応すればよいか。

点検に係る手続きは平成 28 年 5 月 31 日 (火) までに行うこと。

その際、変更箇所は下線付文字を使用し、備考欄に一変承認前に提出した記載整備届(提出年月日も記載)の内容を反映するために軽微変更届を提出する旨を記載すること。

原薬等登録原簿(MF)関係

8

手続き通知において、承認書に引用されている MF の相違が判明した場合においては、製剤における対応の考え方に従って手続きを行うとされているが、製剤の取扱いに準拠して、申請書又は軽微変更届出書の右肩に「点」記載や優先コードの入力、軽微変更届出書への整備届の入力を行う必要があるか。

不要である。製剤の取扱いと同様に相違にあたる箇所に下線を付すこと。MFの変更登録又は軽微変更届の備考欄には、「平成28年1月19日付薬生審査発0119第1号による点検結果に基づく変更登録(又は届出)」と記載すること。

MFの変更登録が必要な場合には、変更登録に必要な事務的処理時間と引用製剤側の一変申請への影響を考慮して、遅くとも平成28年5月20日(金)までに変更申請を行うとともに引用製剤の製造販売業者と情報共有の上、製剤についても適切な手続きを進められるようにすること。

9	平成 28 年 3 月 4 日付の点検に関	よい。
	する QA(その2)の Q23 の中で、「変	
	更年月日」の解釈が記載されてい	
	る。承認申請書に引用されている	
	MF についても、それに準じること	
	でよいか。	
1 0	宣誓書については、平成 28 年 3	よい。
	月4日付の点検に関する QA(その	
	2)において、「今回の一斉点検通	
	知による記載整備届出書の場合に	
	限り、添付は不要である」とされて	
	いるが、MFの場合も同様でよいか。	
1 1	製剤の承認書に引用されている	必要であるが、QA10 のとおり、宣
	MF について相違が見つかった場合	誓書のみ不要である。
	の「新旧対照表」「引用製剤一覧表」	
	等の通常の軽微変更届で求められ	
	る資料は必要か。	
1 2	製剤の承認書に引用されている	「以前から予定していた製造方法
	MF について、以前から製造方法欄	欄の変更に関する手続き」について
	の変更を予定していたところ、今回	は、「今回の一斉点検により見つかっ
	の一斉点検において製造方法欄に	た相違に対する手続き」とは分けて、
	相違が見つかった。どのように手続	通常の手続きにて行うこと。
	きをしたらよいか。	
その他		
1 3	外国製造業者認定を受けている	別途、外国製造所認定に関して変
	が、登録時の登録内容(構造設備等)	更手続き(変更届出)をとること。
	に不足があることが判明したもの	承認書への影響がない場合には手続
	について、今回の手続きにより対応	き通知による承認書の変更手続きは
	することは可能か。	必要ない。